産業建設委員会記録

○開催日時

令和８年９月１１日　午前１０時～午後２時５８分

○開催場所

第３委員会室

○出席委員（８人）

委員長	宮里兼実	委員	山元剛
副委員長	松澤力	委員	冨吉雄二
委員	大田黒博	委員	上野真一
委員	井上勝博	委員	山元勉

○紹介議員

議員　屋久弘文

（請願第８号　働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書提出についての請願書）

○その他の議員（７人）

議員	森満晃	議員	宮野健一
議員	犬井美香	議員	小林健
議員	屋久弘文	議員	佐多貴文
議員	山平達也		

○説明のための出席者

農林水産部長	小柳津賢一	産業戦略監	中俣哲男
農業政策課長	間淵道信	産業戦略課長	山元一将
畜産営農課長	江口良浩	新産業創造室長	井上貴志
耕地林務水産課長	松田和之		
経済シティセールス部長	田中道治	建設部長	樋口武士
経済政策課長	南順一郎	建設政策課長	堀之内利行
施設担当課長	稲森直	道路河川課長	市川鉄哉
産業人材確保・移住定住戦略室長	中村年男	都市整備課長	春山尚信
観光物産課長	又木亮	建築住宅課長	藤園賢一郎
文化スポーツ課長	宮内明智	農業委員会事務局長	森隆
専門職	大村慎吾	局長代理	梶原一将

○事務局職員

議会事務局長	田代健一	議事グループ長	森谷瑞生
議事調査課長	久米道秋	議事グループ員	福元昭宏

○審査事件等

付　託　事　件　名	所管課
議案第１３６号　令和８年度薩摩川内市一般会計補正予算（第３回） （所管事務調査）	建設政策課
議案第１３６号　令和８年度薩摩川内市一般会計補正予算（第３回） （所管事務調査）	道路河川課
議案第１３５号　薩摩川内都市計画事業天辰第一地区土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第１３６号　令和８年度薩摩川内市一般会計補正予算（第３回） 議案第１３７号　令和８年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第１回） 議案第１３８号　令和８年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第２回） （所管事務調査）	都市整備課
議案第１３６号　令和８年度薩摩川内市一般会計補正予算（第３回） （所管事務調査）	建築住宅課
議案第１３６号　令和８年度薩摩川内市一般会計補正予算（第３回） （所管事務調査）	農業委員会事務局
議案第１３６号　令和８年度薩摩川内市一般会計補正予算（第３回） （所管事務調査）	農業政策課
議案第１３６号　令和８年度薩摩川内市一般会計補正予算（第３回） （所管事務調査）	畜産営農課
議案第１３６号　令和８年度薩摩川内市一般会計補正予算（第３回） （所管事務調査）	耕地林務水産課
議案第１３６号　令和８年度薩摩川内市一般会計補正予算（第３回） （所管事務調査）	経済政策課
請願第　８　号　働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書提出についての請願書 （所管事務調査）	産業人材確保・移住定住戦略室
議案第１４４号　令和８年度薩摩川内市一般会計補正予算（第４回） （所管事務調査）	観光物産課
（所管事務調査）	文化スポーツ課
議案第１３６号　令和８年度薩摩川内市一般会計補正予算（第３回） （所管事務調査）	産業戦略課
議案第１３６号　令和８年度薩摩川内市一般会計補正予算（第３回） （所管事務調査）	新産業創造室
発議　働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書について	

○会議の概要

１　付託事件及び審査結果

⑴　議案第１３５号　薩摩川内都市計画事業天辰第一地区土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

⑵　議案第１３６号　令和８年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分

本案については、「ＡＩ・ＧＸ推進事業について、第１に事業の具体像と市民への効果が十分に明らかになっていない。第２に大規模データセンターが地域の電力、水環境に及ぼす影響について十分な検証が必要である。第３にＡＩ・ＧＸ推進事業支援業務委託について、何を成果物として求め、その成果をどう評価し、その後、どれほどの市費負担につながるかが十分明確でない」という反対討論が述べられ、採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定した。

⑶　議案第１３７号　令和８年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

⑷　議案第１３８号　令和８年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

⑸　議案第１４４号　令和８年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

⑹　請願第　８　号　働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書提出についての請願書

本請願は、紹介議員に請願の趣旨について説明を求め、その後、質疑を行い、委員から「休暇中に仕事の電話があれば、労働者も心から休めないという実態があると思うが、実態を把握しているか」との質疑があり、紹介議員から「連合で調査をしており、調査対象の約７割の人が勤務時間外にも関係なく連絡を受けたと回答している」旨答弁があった。

その後、本請願の取扱いについて、採決を求める意見があったことから討論・採決に入った。

討論では、「深刻な人手不足が続く状況下において、時間外労働の一層の制限や勤務間インターバル制度の義務化を進めることは、経営基盤を強く圧迫し、円滑な事業継続や雇用維持そのものを脅かすおそれがあり、まずは、２０１９年施行の働き方改革関連法の定着を見きわめつつ、事業者の自主的な導入を段階的に支援する姿勢をとるべきである。また、個々の職種や働き方のニーズに応じた制度の在り方を阻害するような強い規制姿勢は、将来的な働き方の選択肢を狭め、活力ある経済活動の足かせになりかねず、労働者の健康管理と適切な指導、監督は、企業の事業推進と地方経済の活力のバランスを図りながら、現実的な施策として進められるべきである」という反対討論と、「時間外・休日労働の上限規制の強化、勤務間インターバル制度の義務化、つながらない権利の法制化は、働く人の命と健康を守る上で重要な提案である。また、人手不足が深刻な地域社会においては、長時間労働に頼るのではなく、誰もが安心して働き続けられる職場環境を整えることこそ、持続可能な地域経済につながる。さらに、労働法制の見直しに当たっては、労働者と使用者の意見を十分に反映させることが不可欠であり、ＩＬＯが重視する政府、労働者、使用者による三者構成原則を堅持し、民主的かつ慎重な合意形成を行うことは当然のことである」という賛成討論がそれぞれ述べられ、採決の結果、起立多数により採択すべきものと決定した。

２　所管事務の調査結果

各課所の事務について所管事務調査を行った。なお、調査の過程において、国際交流センターでは、幼稚園の行事等も開催され、幼児連れの利用者も多いことから、男女を問わず利用できるおむつ交換スペースや交換台の設置などの環境整備に努められたい旨の意見が述べられた。

【巻末資料】

請願文書表

意見書案

受理番号	請願第 ８ 号	受理年月日	令和 ８ 年 ８ 月１８日
件　　名	働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書提出についての請願書		
請 願 者	薩摩川内市平佐町２４９７番地３ 日本労働組合総連合会　鹿児島県連合会 北薩地域協議会　議長　松元　陽子		
紹介議員	屋久　弘文		

要　　旨

働き方改革関連法の施行から約７年が経過したが、その目的である「働く者一人ひとりの命と健康を守り、真の安全・安心につなげる」という理念の実現は道半ばである。現状、過労死はなくなっておらず、脳・心臓疾患及び精神障害の労災請求件数は、過去最多を記録しているのが真の実態である。

現在、国において労働時間法制の見直し議論が進められているが、持続可能な地域社会を維持するために、今求められているのは、誰もが安心・安全に働き、生活時間を確保できる労働時間規制の確立と生産性向上の両立であると考えている。

日本労働組合総連合会は、働く者の安全と健康を確保し、誰もが安心して働き続けられる社会・職場環境の実現を目指しており、労働者の命と健康そして権利を守る観点から、地方自治法第９９条の規定に基づき、下記の事項の実現を求める意見書を国会及び関係行政庁へ提出されるよう請願する。

記

１　「働き方改革」の定着・推進に向けた実効性のある法規制を実現すること。
　時間外・休日労働の上限規制の強化や連続勤務規制の導入、勤務間インターバル制度の義務化、「つながらない権利」の立法化など、働く者がしっかりと休息と生活時間を確保できるための法整備を加速すること。

２　長時間労働につながりかねない規制緩和は行うべきではないこと。
　長時間労働を招きかねない裁量労働制の対象業務の安易な拡大ではなく、労働時間短縮と生産性向上を両輪で進めるための法整備や企業・労働者への支援を行うこと。

３　労働基準監督署における厳格な指導・監督は維持すべきこと。
　労働者の健康確保と「ディーセント・ワーク（人間らしい生活）」を営むためのセーフティネットを形骸化させないよう、適正な運用の徹底と監督指導を強化すること。

４　労働政策決定におけるＩＬＯ三者構成原則を堅持すること。
　「働き方改革」の見直しや労働法制の改正議論に当たっては、労働政策審議会をはじめとする場において、労使当事者の声を十分に反映させ、三者構成原則に基づく民主的かつ慎重な合意形成を徹底すること。

発議第 5 号

働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 9 月２４日提出

提出者　薩摩川内市議会
産業建設委員会
委員長　宮　里　兼　実

提　案　理　由

働き方改革関連法の施行から約７年が経過したが、現状、過労死はなくなっておらず、脳・心臓疾患及び精神障害の労災請求件数は、過去最多を記録している。

持続可能な地域社会を維持するために、今求められているのは、誰もが安心・安全に働き、生活時間を確保できる労働時間規制の確立と生産性向上の両立である。

ついては、国会及び関係行政庁に対し、働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書（案）

働き方改革関連法の施行から約７年が経過しましたが、その目的である「働く者一人ひとりの命と健康を守り、真の安全・安心につなげる」という理念の実現は道半ばです。現状、過労死はなくなっておらず、脳・心臓疾患及び精神障害の労災請求件数は、過去最多を記録しています。

現在、国において労働時間法制の見直し議論が進められていますが、持続可能な地域社会を維持するために、今求められているのは、誰もが安心・安全に働き、生活時間を確保できる労働時間規制の確立と生産性向上の両立です。

よって、労働者の命と健康そして権利を守る観点から、下記の事項を速やかに履行するよう強く要望します。

記

１　「働き方改革」の定着・推進に向けた実効性のある法規制を実現すること。

時間外・休日労働の上限規制の強化や連続勤務規制の導入、勤務間インターバル制度の義務化、「つながらない権利」の立法化など、働く者がしっかりと休息と生活時間を確保できるための法整備を加速すること。

２　長時間労働につながりかねない規制緩和は行うべきではないこと。

長時間労働を招きかねない裁量労働制の対象業務の安易な拡大ではなく、労働時間短縮と生産性向上を両輪で進めるための法整備や企業・労働者への支援を行うこと。

３　労働基準監督署における厳格な指導・監督は維持すべきこと。

労働者の健康確保と「ディーセント・ワーク（人間らしい生活）」を営むためのセーフティネットを形骸化させないよう、適正な運用の徹底と監督指導を強化すること。

４　労働政策決定におけるＩＬＯ三者構成原則を堅持すること。

「働き方改革」の見直しや労働法制の改正議論に当たっては、労働政策審議会をはじめとする場において、労使当事者の声を十分に反映させ、三者構成原則に基づく民主的かつ慎重な合意形成を徹底すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和 8 年 9 月２４日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

――――――――――――――――

薩摩川内市議会委員会条例第３０条第１項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会産業建設委員会
委 員 長　　宮　里　兼　実